

【タイ】マドリッドプロトコルに基づく国際商標登録に関する省令の公布

2018年1月15日

ジェトロ・バンコク事務所

タイ知的財産局(DIP)は、マドリッドプロトコルに基づく国際商標登録に関する省令を、2017年12月18日に官報公示し、2018年1月4日にウェブサイトで公表した。

本省令は、マドリッドプロトコル発効の2017年11月7日に遡って効力が発生しており、主なポイントは以下のとおりである。

第1章: 一般条項

適用言語(DIP-WIPO間のやりとりは英語、DIP-出願人間のやりとりはタイ語又は英語を適用)等に関わる一般条項。

第2章: タイ発の国際商標登録(内外登録)

受理官庁(DIP)、書類上の使用言語(英語)、タイ基礎出願と国際出願の相関性(出願人及び商標は同一、国際出願の指定商品・役務は基礎出願の範囲を超えてはならない)、オフィシャルフィー(DIP分は2,000バーツ、WIPO分はWIPO規定に準ずる)、出願日の確定及び出願番号の発行、方式審査(出願受理後25日以内)から国際事務局への出願移送までの手続き、補正等に関わる条項。

第3章: タイを指定国とする国際商標登録(外内登録)

(主な条項)

第17条 WIPOからの外内登録についての出願通知受理後、DIPはタイ語翻訳を用意し、タイ出願番号を発行。

第18条 審査においては国内審査基準を適用。

第19条 DIPによる審査はWIPOからの出願通知後18か月以内に実施。

第20条 出願拒絶の場合、DIPは前項18か月以内にWIPOに対して拒絶を通知。出願人による応答期限はWIPOからの拒絶通知受領後60日以内。

第22条 異議申し立てが提起された場合、DIPはWIPOからの出願通知後18か月以内にWIPOに対して異議の詳細を通知。出願人による応答期限はWIPOからの異議通知受領後60日以内。

第29条 ライセンス契約については指定国タイ(DIP)における登録が必要。

URL 等

<https://www.ipthailand.go.th/en/dip-news/item/%E0%B8%81%E0%B8%8E%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%88%E0%B8%94%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%A0%E0%B8%B2%E>

[0%B8%A2%E0%B9%83%E0%B8%95%E0%B9%89%E0%B8%9E%E0%B8%B4%E0%B8%98%E0%B8%B5%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%94%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%94-%E0%B8%9E-%E0%B8%A8-%E0%B9%92%E0%B9%95%E0%B9%96%E0%B9%90.html](http://www.tmi.co.jp/press/2018/01/01/20180101_01.html)

本内容は、日本貿易振興機構が 2018 年 1 月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。